香川県就農希望者研修受入機関認定制度要領

　制　　定 令和３年６月１日付け３農経第15886号

　　　　　　　　　　　　　 一部改正 令和４年５月１日付け４農経第160480号

　　　　　　　　　　　　　　一部改正 令和５年６月１日付け５農経第 54850号

第１　趣旨・目的

本県の農業は、農業従事者の高齢化や減少が進み、農業の労働力不足が顕在化する一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、田園回帰志向や農業・食への関心が高まる中、本県農業を持続的に発展させるためには、核となる担い手となる新規就農者を将来にわたり確保する必要がある。

　　　このため就農希望者が安心して栽培技術、経営管理及び地域との関わりなどの就農に必要な知識等を学ぶことができる研修体制を整備し、新規就農者の確保・育成に取り組むこととする。

第２　制度内容

　　　本制度は、次に掲げる内容により構成し、必要な事項については、別記１及び別記２に定めるものとする。

１　新規就農者の里親登録制度（別記１）

　　　この制度は、就農希望者を研修生として受け入れて実践的な研修を実施し、就農の準備をサポートするとともに、就農後も総合的にサポートする者を里親として登録する制度とする。

　２　研修機関等認定制度（別記２）

　　　この制度は、就農希望者が研修を受ける研修先について、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であることを認定する制度である。

第３　推進体制

　　　県及び市町は、本制度の効果的かつ適正な実施を図るため、香川県新規就農・経営相談センター、香川県農業士連絡協議会など農業関係機関と連携・協力を行うとともに、各種関連施策の積極的な活用により、本制度の円滑な推進を図るものとする。

第４　その他

　　　この要領に規定するもののほか必要な事項については、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

２　この通知までに登録している里親については、なお従前の例によるものとする。また、この通知までに認定している研修機関等については、別記２の第２の基準を全て満たしたものと見なすことができる。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

別記１　新規就農者の里親登録制度

第１　里親登録の基準

　１　里親となる者の要件

　　　次のいずれかに該当すること。

（１）香川県農業士・青年農業士・名誉農業士（以下「農業士等」という。）のいずれかである者。

（２）過去に５年以上、農業士等を務めたことがある者。

（３）新規就農者サポート事業実施要領（平成24年４月１日付け23農経第59815号）に定める新規就農者の里親育成事業ののれん分け就農促進事業を活用し、研修生を独立就農させた経験のある者。

（４）香川県青年就農給付金事業実施要領（平成２４年４月６日付け２４農経第５４２５号）、香川県農業次世代人材投資事業実施要領（平成２４年４月６日付け２４農経第５４２５号）に定める事業を平成30年度までに活用し、研修生を独立就農させた経験があり、かつ認定農業者である者。

　２　農業経営状況等に関する要件

　　次に掲げるすべてに該当すること。

（１）年間を通じて農業を営む事業体であり、研修生を概ね１年以上受け入れ指導すること。なお、「農業を営む事業体」とは、農業生産による農畜産物（自ら生産した農畜産物を原料とした加工品を含む）の販売収入がある農家または農業法人とする。

（２）別記１様式第１号別表「新規就農者の里親登録制度チェックリスト」のすべてに該当する者。

第２　制度実施手続

１　新規就農者の里親登録申請

（１）　新規就農者の里親登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、里親登録申請書（別記１様式第１号）を申請者の住所を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に提出するものとする。

（２）　農業改良普及センターは、里親登録申請書に不備がないことを確認し、農業経営課に提出する。

（３）　知事は、第１の１に定める里親の基準を満たす場合には、里親登録を行い、別記１様式第２号により申請者に通知する。里親登録を行わないときは、別記１様式第３号により申請者に通知する。

　２　里親の公表

　　　知事は第２の１の（３）により里親登録をしたときは、県及び香川県新規就農・経営相談センターのホームページ等で氏名、住所地市町名、栽培品目等就農希望者が必要とする情報を公表できるものとする。

　３　里親の解除

　　　里親登録の解除を希望する者は、第２の１に準じて申請書を提出することとする。

なお、次のいずれかに該当するときには、知事は親登録を解除することができる。

ア　里親が第１の１の（１）里親登録の基準を満たさなくなったとき

イ　里親登録制度の信用を害する行為を行ったとき

ウ　里親が年間を通じて農業を営む事業体でなくなったとき

第３　里親の責務

１　本県農業の持続的な発展に向けて、県、市町及び香川県新規就農・経営相談センターと連携し、就農希望者の受入れ及び研修等を適切に実施すること。

　２　就農希望者の研修期間が終了し、就農した後も状況に応じて総合的なサポートを実施すること。

　３　公益財団法人香川県農地機構等関係機関が行う里親向けの研修を受講すること。

別記１様式第１号

新規就農者の里親登録申請書

令和　　年　　月　　日

香川県知事　殿

（申請者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

　香川県就農希望者研修受入機関認定制度要領別記１の第２の１の（１）の規定により、里親登録を希望するので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 里親氏名（法人名等） |  |
| ほ場の所在市町名 |  |
| 栽培品目 |  |
| 経営面積 |  |
| 農業士等の状況 |  |
| 独立就農支援の実績 |  |

※本申請内容をもとに登録を行いますので正確にご記入ください

（添付書類）

　・里親登録制度チェックリスト

別記１様式第１号別表

新規就農者の里親登録制度チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 確認欄（○×を記載） |
| 研修を着実に実施し、研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができる。 |  |
| 定款、規約・設置要領等へ研修について明記している（法人の場合のみ）。 |  |
| 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムを整備している。または、必要に応じて整備することができる。 |  |
| 研修を実施する上で必要な施設・機械等を備えている。 |  |
| 概ね１年以上の研修を行うことができる。 |  |
| 概ね1,200時間／年 以上の研修を行うことができる。 |  |
| 研修時間は原則８時間／日　以下とすること。 |  |
| 一定の休憩時間（研修時間が６時間を超えれば 45 分以上、８時間を超えれば１時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）を確保すること。 |  |
| 一定の休日（毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を与えること）を確保すること。 |  |
| 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮する。 |  |
| 研修が適切に実施されるように十分配慮する。 |  |
| 公益財団法人香川県農地機構等関係機関の実施する里親向けの研修に参加する。 |  |
| 研修生が実施する事業手続き等に対する協力することができる。 |  |
| 公序良俗に反する行為を行っていない。 |  |
| 経営体の構成員が暴力団員等でない、又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有していないこと |  |

別記１様式第２号

新規就農者の里親登録通知書

令和　　年　　月　　日

（申請者氏名）　様

香川県知事

　令和　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについて、あなたを新規就農者の里親として登録することとなりましたのでお知らせします。

別記１様式第３号

新規就農者の里親登録に関する通知書

令和　　年　　月　　日

（申請者氏名）　様

香川県知事

　令和　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについて、残念ながら、あなたを新規就農者の里親として登録することができませんのでお知らせします。

別記２　研修機関等認定制度

第１　研修機関等

　　就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認める研修機関等は次のとおりとする。

　１　香川県立農業大学校　担い手養成科、技術研修科

２　農業研修制度を実施している市町、協議会、農業協同組合、公益法人等（以下、「市町等」という。）のうち、知事が認める実施機関

３　別記１で定める里親に登録されている者のうち、知事が認める先進農家、先進農業法人等（以下、「先進農家等」という。）

第２　研修機関等の基準

研修機関等の基準は、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について（令和４年３月29日付け３経営第3218号）（以下、「国認定基準」という。）のとおりとする。

第３　研修機関等の認定

　　研修機関等の認定を受けようとする者は、次の手続きのとおりする。

１　研修機関等として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第１号による研修機関等認定申請書（別記２様式第１号）を、申請者の住所を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に申請するものとする。

２　農業改良普及センターは、研修機関等認定申請書に不備がないことを確認し、農業経営課に提出する。

３　知事は、申請者が、第２に定める要件に適合しているかを審査し、要件を満たす場合は本事業に係る研修機関等として認定するものとする。

４　知事は、申請者に対し、認定結果を別記２様式第２号により通知するものとする。

５　認定の有効期間は、認定年度を含めて３年間とする。

　　なお、有効期間満了後、継続して、県の認定を希望する研修機関等は、再度、第３の手続きを行うものとする。

第４　認定内容の変更

１　研修機関等は、認定を受けた研修内容等について、以下の項目につき変更を行う場合は、研修機関等認定変更申請書（別記２様式第３号）を知事に申請しなければならない。

（１）　定款、規約・設置要領等の変更

（２）　研修内容の廃止

（３）　研修カリキュラムの変更（ただし、研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合を除く。）

２　前項の手続きは第３を準用する。

第５　立入調査等

　知事は、本要領の認定内容を確認する限度において、研修機関等に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該研修機関等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせることができるものとする。

第６　認定の取消

　知事は、第５に定める立入調査等により、第２の２に定める要件を満たさないことを確認した場合は、認定を取り消すものとする。

第７　その他

　１　認定研修機関等及び知事は、研修生に対してこの事業に係る説明を十分に行うこと。

　２　研修の一部を派遣研修する場合、研修を受けたことがわかる書類を研修状況報告に添付すること。なお、派遣研修を実施する場合は、派遣研修先と相談・協議の上、依頼すること。

別記２様式第１号

研修機関等認定申請書

令和　　年　　月　　日

香川県知事　殿

（申請者）

住　所

香川県就農希望者研修受入機関認定制度要領別記２の第３の１の規定により、研修機関等として認定を受けたいので、下記書類を添えて申請します。

記

１　研修機関等の概要　別添１

２　研修実施計画　別添２

３　研修中および研修後の就農支援　別添３

４　添付書類一覧　別添４

５　個人情報の取扱いについての同意書　別添５

（別添１）

研修機関等の概要

１　組織・研修の概要等

|  |  |
| --- | --- |
| 研修機関等名 |  |
| 代表者名（連絡先） |  |
| 住所 |  |
| メールアドレス |  |

２　研修内容

|  |  |
| --- | --- |
| 研修の目的 |  |
| 受入れ人数（年間） | 　　　　　　　　　　　人／年 |
| 研修期間 | 　　　　　月～　　　　月（　　年　　　カ月間） |
| 研修時間、日数 | 　研修時間　　　時間／日、　研修日数　　　日／週 |
| 休憩時間、休日 | 　休憩時間　　　時間／日、　休日　　　　　日／週 |
| 研修責任者 | 氏名連絡先 |
| 研修地 |  |
| 研修作目 |  |
| 研修内容の概要 |  |

３　研修実施体制（研修に関し連携する関係機関・団体の役割について記載する）

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関名 | 役割 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　※必要に応じて行を追加してください。

４　研修場所（派遣研修先を含めて記載してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | 作目、特色等 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　※必要に応じて行を追加してください。

５　研修生の健康管理、事故防止対策

|  |  |
| --- | --- |
| 対策 |  |

６　研修実施状況のチェック体制

|  |  |
| --- | --- |
| チェック体制 |  |

７　研修実績（過去５カ年）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 　年度 | 　年度 | 　年度 | 　年度 | 　年度 |
| 研修終了人数 |  |  |  |  |  |
| 　うち独立・自営就農した人数 |  |  |  |  |  |
| うち営農継続人数 |  |  |  |  |  |

８　研修対象者

（研修中または研修予定者がいる場合は記載してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 研修期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

９　確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 確　認　項　目 | 申請する研修機関等の状況 |
| 研修を着実に実施し、研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができる。 | □ |
| 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等を整備している。 | 以下のア～オを確認 |
| 研修実施体制 | ア　定款、規約・設置要領等へ研修について明記している（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、イの研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。） | □ |
| イ　研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されている。 | □ |
| ウ　研修を実施する上で必要な講師を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えている（派遣研修先を含む）。 | □ |
| 研修期間 | エ　概ね１年以上かつ概ね年間1,200時間以上である。ただし、原則１日８時間を超えない。また、一定の休憩時間（研修時間が６時間を超えれば45分以上、８時間を超えれば１時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を与えること）を確保している。 | □ |
| 研修内容 | オ　就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定している。　① 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修　② 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修　③ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修 | □ |
| 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できる。 | □ |
| 研修生の研修実施状況について適切な評価ができる。 | □ |
| 県が行う以下の事務等に対する協力が可能である。　ア 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認　イ 研修生が、研修（継続研修を含む。）終了後１年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農できなかった場合などに発生する関連事務等 | □ |
| 研修中及び研修終了後の就農支援を実施できる。 | □ |
| その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、研修生を育成する研修機関等として適切であること | □ |
| 先進農家等については、以下のア～オの基準を全て満たすこと。 |
| ア | 研修生の親族（三親等以内の者をいう）でない。法人にあっては、研修生の親族が役員でない。 | □ |
| イ | 研修生と過去に雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く）を結んでいない。 | □ |
| ウ | 研修生を労働力として扱わず、教育的視点で研修を実施する。 | □ |
| エ | 研修生に対して、労働の対価として金銭を支給しない。 | □ |
| オ | 経営体の構成員について暴力団員等又は暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有していない。 | □ |

（別添２）

研修実施計画

【　　年目】

１　研修カリキュラム

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施月 | 研修日数（研修時間） | 研修内容（派遣研修を含む） | 備考（研修の外部委託先等） |
| 　 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |
| 月 | 日（　　　　） |  |  |

※　月ごとの習得目標に応じて、栽培管理等の生産技術・知識、農業機械等の操作方法・整備・安全対策、販売・流通・マーケティング、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営の研修内容を具体的に記載して下さい。

※　必要に応じて、外部研修（農業大学校が実施する聴講講義等）を活用してください。

２．習得する技術

・

　・

　・

　・

（別添３）

研修中および研修後の就農支援

|  |  |
| --- | --- |
| 支援項目 | 支援内容 |
| 営農計画の策定 |  |
| 技術指導 |  |
| 農地の取得 |  |
| 施設・機械の整備 |  |
| 資金の確保 |  |
| 販路の確保 |  |
| 地域との交流 |  |
| その他 |  |

（別添４）

添付書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 書　　類 | チェック |
| １ | 定款や規約等の写し（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては不要） | □ |
| ２ | 実施要領等又は研修概要がわかるもの（募集要項、委託要項等がある場合は添付） | □ |
| ３ | 研修事業に係る資産（農地、施設、機械等）一覧 | □ |
| ４ | 研修機関等が市町等の場合は、役割（どのような指導・助言を行うことができるか）がわかる書類 | □ |
| ５ | 外部に研修を委託する場合、委託内容及び委託したことがわかる書類（依頼書や承認書、委託先のカリキュラム等） | □ |
| ６ | 新規就農者の里親登録通知書の写し（別記１様式第２号）（先進農家等の場合） | □ |

（別添５）

　香川県知事　殿

個人情報の取扱いについての同意書

　以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意いただける場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 香川県就農希望者研修受入機関認定制度に係る個人情報の取扱いについて香川県は、香川県就農希望者研修受入機関認定制度の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。　また、香川県は、研修生の研修状況や就農への支援、就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本制度の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関への提供や関係機関での情報共有、又は確認する場合があります。 |
|  | 関係機関 | 国、全国農業会議所、都道府県、市町村、青年農業者等育成センター、農業共済組合　等 |  |
|  |

|  |
| --- |
| 　個人情報の取扱いの確認 |
|  「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　 （法人・組織名） 　　　　　　　　　　氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

別記２様式第２号

研修機関等認定通知書

令和　　年　　月　　日

（申請者氏名）　様

香川県知事

　令和　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについて、あなたを香川県就農希望者研修受入機関認定制度の研修機関等として認定することとなりましたのでお知らせします。

別紙様式第３号

研修機関等認定変更申請書

令和　　年　　月　　日

香川県知事　殿

（申請者）

住　所

　香川県就農希望者研修受入機関認定制度要領別記２の第４の規定により、変更申請します。

※変更があった関係書類を添付すること

（参考様式）

研修事業に係る資産（農地、施設、機械等）一覧

研修機関等名

１　農地等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 面積又は飼養頭数 | 所有・貸借 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　※必要に応じて行を追加してください。

２　施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 所在地 | 規模・構造等 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　※必要に応じて行を追加してください。

３　機械等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 形式・性能 | 数量又は台数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　※必要に応じて行を追加してください。

　※　研修に主に使用する資産を記入してください。

（参考）

農業研修に関する確認書（例）

　農地所有適格法人Ａ（以下、甲という。）及び研修生Ｂ（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第１条（研修期間）

　研修期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

第２条（研修生の責務）

　乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。

（２）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（３）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。

（４）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。

（５）（１）から（４）までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第３条（研修受入先の責務）

（１）甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後５年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。

（２）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第４条（損害賠償）

（１）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（２）乙は、研修における不慮の事故について、第２条（３）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第５条（費用の負担）

（１）研修に要する経費（○○○）は、甲が負担する。

（２）研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

第○条（研修謝金）

　乙は甲に月額○万円を支払う。

第６条（その他）

　この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

　本確認書締結の証として、本書２通作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ各１通を保有する。

 　　令和○年○月○日　　甲

（住　所）

（研修先）

（氏　名）

乙

（住　所）

（氏　名）

※　農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

（参考様式）

令和　　年　　月　　日

（依頼先）様

法人名又は機関名

代表者名又は氏名

研修生の受入（研修）について（ご依頼）

拝啓

敬具

記

　研修生氏名：

　就農予定地：

　科目：

以上